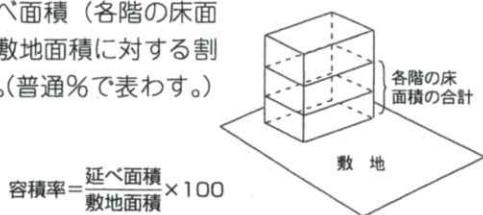


建築物に関する基準（建築協定書第6条関係）

■容積率：10分の20以下

建築物の延べ面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合をいいます。（普通%で表わす。）

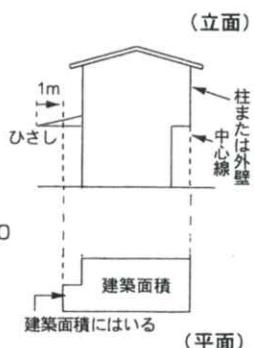


■建ぺい率：10分の6以下

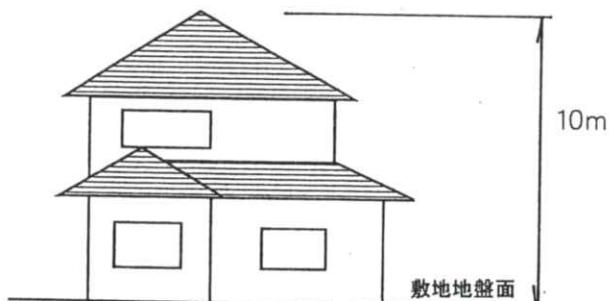
建物の建築面積（建物の水平投影面積のことです。）の敷地面積に対する割合をいいます。（普通%で表わす。）

注) 1m以内のベランダ、ひさしなどは建築面積にありません。

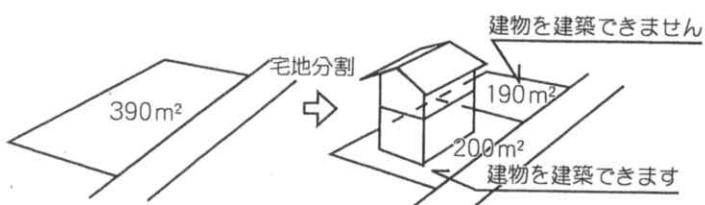
$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



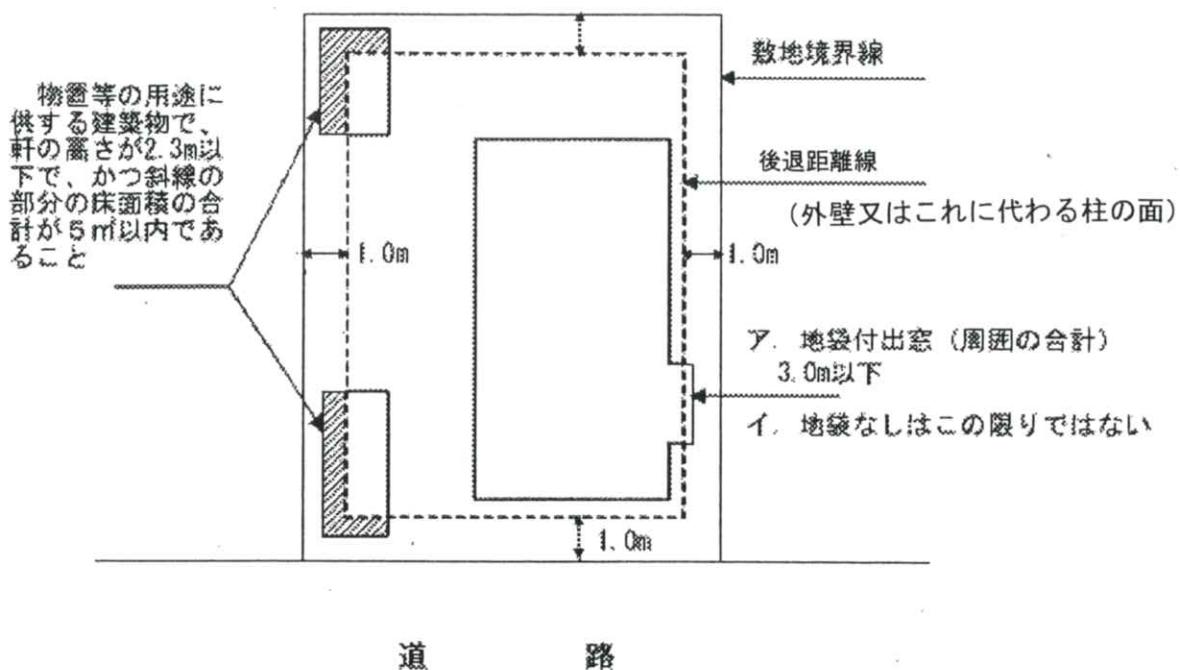
■建築物の高さは、敷地地盤面から10メートル以下



■建築物を2戸以上建てることを目的とする区画の再分割はしてはならない。



- 敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離（以下「後退距離」という。）の最低限度は1メートルとする。

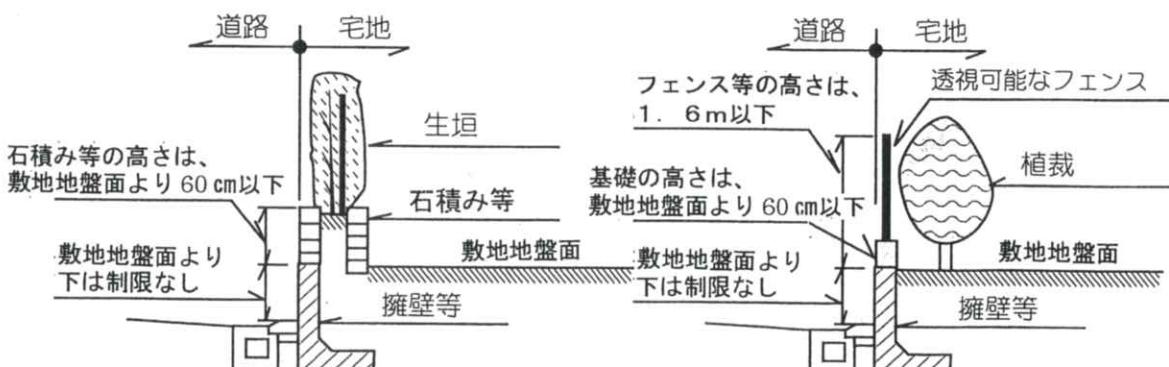


- 後退距離の最低限度に満たない部分の建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である建築物
- 物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、後退距離が1メートルに満たない部分の床面積の合計が5平方メートル以内である建築物
- 自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下の建築物

- かき、さく又はへいの高さは、敷地地盤面から1.6メートル以下とする。

道路に面して設置するかき、さく又はへいは、生垣、透視可能なフェンス等とする。

【道路に面した部分のかき又はさくの構造例】



- 敷地地盤面から60cm以下の石積み等の上に植栽、透視可能なフェンス等は可能（敷地地盤面より下の擁壁等には制限なし）
- 見とおしが悪く、緑化の妨げになる土塀、コンクリートブロック塀等は設置しない。